

「特例診療所」の関係規定（抜粋）

○医療法

第7条

3 診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

○医療法施行令

(診療所の病床設置の届出)

第3条の3 法第7条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当し、同項の許可を受けないで診療所に病床を設けた者は、当該病床を設けたときから10日以内に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を、当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

○医療法施行規則

第1条の14

7 法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第五号に掲げる場合にあっては、同号に規定する医療の提供を行う期間（6月以内の期間に限る。）に係る場合に限る。

一 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

○医療法 第30条の7

2 医療提供施設のうち次の各号に掲げるものの開設者及び管理者は、前項の必要な協力をするに際しては、良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、他の医療提供施設との業務の連携を図りつつ、それぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。

一 (略)

二 病床を有する診療所 その提供する医療の内容に応じ、患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる医療の提供その他の地域において必要な医療を確保すること。

イ 病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療を提供すること。

ロ 居宅等において必要な医療を提供すること。

ハ 患者の病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させ、必要な医療を提供すること。

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 第2条

1 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

二 都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供するために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき。

三～四 (略)

五 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第38条第1項に規定する特定都道府県の区域内において診療所を開設した者が、同法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他第5項各号に掲げる事項を変更しようとするとき。

○厚生労働省通知

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について

て」の一部改正について（医政発 0331 第 58 号平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省医政局長発）

1 第二 2 (3) ア及びイに掲げる都道府県知事が認める診療所について

(1) 医療法第 30 条の 7 第 2 項第 2 号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所

その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所とは、次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。

ア 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）

イ 急変時の入院患者の受入機能（年間 6 件以上）

ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能

エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の 1 割以上）

オ 当該診療所内において看取りを行う機能

カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間 30 件以上）

キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能

(2) へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供するために必要な診療所とは、(1) 以外の診療所であって、「へき地保健医療対策事業について」（平成 13 年 5 月 16 日付け医政発第 529 号厚生労働省医政局長通知）の別添「へき地医療対策等実施要綱」に示される設置基準に基づき設置するへき地診療所（入院機能を必要とする診療所に限る。）等の地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。

(3) (1) 及び (2) の診療所については、療養病床の場合であっても届出による設置又は増床が可能であること。

(4) (1) 又は (2) の診療所に該当するか否かについては、必要とされる医療に関する地域の実情を踏まえて検討する必要があることから、届出の前に事前計画書等の提出を求める等の方法で確認するとともに、都道府県医療審議会の議を経るものとする。

特定の病床等の特例の事務の取扱について（医政指発 0424 第 1 号平成 25 年 4 月 24 日一部改正 医政地発 0331 第 4 号平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省医政局地域医療計画課長発）

～（略）～

また、病床過剰地域において病床を設けようとする場合、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 18 年 12 月 27 日医政発第 1227017 号）にも示しているが、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 14 第 7 項第 1 号から第 3 号までに該当する、

① 在宅医療の提供の推進のために必要な診療所、

② へき地に設置される診療所、

③ ① 及び② に掲げる診療所のほか、小児医療、周産期医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

の一般病床の設置については、医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることになる。

平成 30 年 4 月 1 日からは、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 27 号）の施行に伴い、同省令による改正後の医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号及び第 2 号に該当する、① 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 30 条の 7 第 2 項第 2 号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所、② へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所の療養病床又は一般病床の設置については、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事が必要と認める場合は、都道府県知事への許可申請の代わりに届出により病床が設置されることになる。

これらの病床の設置については、法第 30 条の 11 における都道府県知事の勧告の対象とならないこととしており、上記特定病床等の特例と併せて、その運用に関して遺憾なきを期されたい。